

1. 件名：「原子炉施設保安規定変更認可申請（1／4炉心出力偏差に係る運転上の制限の一部除外）の手続きに関する面談」

2. 日時：令和3年8月18日 11時10分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力発電部門 燃料保全グループ

チーフマネジャー◎ 他6名◎

5. 要旨

（1）関西電力株式会社より、原子炉施設保安規定変更認可申請（1／4炉心出力偏差に係る運転上の制限の一部除外）の手続きに関して、資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、米国標準Tech. Specにおいて定められている1／4炉心出力偏差をどのように変更しようとしているのか等について、口頭で説明のあった内容を資料に明確に記載し、提出するよう求めた。

（3）関西電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・原子炉施設保安規定のLCOの扱いに係るご相談

以上